

$$\text{リスクの合計額} = \left[(R_1)^2 + (R_3 + R_4)^2 \right]^{1/2} + R_2 + R_5$$

備考 この算式中次に掲げる記号の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

- R₁ 一般共済リスク相当額（次条第一項第一号に掲げる額をいう。）
 R₂ 巨大災害リスク相当額（次条第一項第二号に掲げる額をいう。）
 R₃ 予定利率リスク相当額（規則第五十条第二号に掲げる額をいう。）
 R₄ 財産運用リスク相当額（規則第五十条第三号に掲げる額をいう。）
 R₅ 経営管理リスク相当額（規則第五十条第四号に掲げる額をいう。）

（各リスクの計算）

第十四条 規則第百五十条第一号に掲げる額は、次に掲げる額を合計して計算するものとする。

- 一 一般共済リスク相当額として、別表第一の上欄に掲げるリスクの種類ごとの同表の中欄に定めるリスク対象金額に、それぞれ同表の下欄に定めるリスク係数を乗じて得られる額に基づき、次の算式により計算した額

$$\left\{ \left[(A + B)^2 + C^2 \right]^{1/2} + D + E + H + I \right\}^2 + F^2 + G^2 + J^2 \Bigg\}^{1/2}$$

備考 この算式中次に掲げる記号の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

A 普通死亡リスク相当額

B 災害死亡リスク相当額

C 生存保障リスク相当額

D 災害入院リスク相当額

E 疾病入院リスク相当額

F 火災リスク相当額

G 自動車リスク相当額

H 傷害リスク相当額

I その他のリスク（生命及び身体障害（AからHまでのリスクを除く。））相当額

J その他のリスク（損害（AからIまでのリスクを除く。））相当額

二 巨大災害リスク相当額として、次に掲げるリスク相当額のうちいずれか大きい額

イ 地震災害リスク相当額（関東大震災が再来したときの推定支払共済金額から再共済又は再保険回収

予想額を控除した額)

ロ 風水害リスク相当額(昭和三十四年の台風十五号(伊勢湾台風)に相当する規模の台風が再来したときの推定支払共済金額から再共済又は再保険回収予想額を控除した額)

2 規則第二百五十条第二号に掲げる額は、責任準備金の予定利率ごとに当該予定利率を別表第二の上欄に掲げる予定利率の区分により区分し、それぞれ同表の下欄に定めるリスク係数を乗じて得られた数値を合計し、その得られた合計値を、当該予定利率の責任準備金残高に乗じて得た額を合計して計算するものとする。

3 規則第二百五十条第三号イに掲げる額は、リスク対象資産を別表第三の上欄に掲げるリスク対象資産の区分により区分し、当該リスク対象資産の額(貸借対照表に計上されたリスク対象資産の額をいう。以下同じ。)にそれぞれ同表の下欄に定めるリスク係数を乗じた額を合計して計算するものとする。

4 規則第二百五十条第三号ロに掲げる額は、リスク対象資産を別表第四の上欄に掲げるリスク対象資産の区分により区分し、当該リスク対象資産の額にそれぞれ同表の下欄に定めるリスク係数を乗じた額を合計して計算するものとする。

5 規則第百五十条第三号ハに掲げる額は、リスク対象資産を別表第五の上欄に掲げる法人の業務形態ごとに同表の中欄に掲げるリスク対象資産の区分により区分し、当該リスク対象資産の額にそれぞれ同表の下欄に定めるリスク係数を乗じた額を合計して計算するものとする。

6 規則第百五十条第三号ニに掲げる額は、次に掲げる額を合計して計算するものとする。

一 再共済又は再保険リスク相当額として別表第六の上欄に掲げるリスク対象金額に同表の下欄に定めるリスク係数を乗じた額

二 再共済又は再保険回収リスク相当額として別表第七の上欄に掲げるリスク対象金額に同表の下欄に定めるリスク係数を乗じた額

7 規則第百五十条第四号に掲げる額は、同条第一号から第三号までに規定するリスク相当額の合計額に、別表第八の上欄に掲げる対象組合の区分に応じ、同表の下欄に定めるリスク係数を乗じて計算するものとする。

(貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額の合計額を基礎として計算した金額)

第十五条 規則第百九十二条第二項及び第三項の行政庁が定めるところにより計算した金額は、貸借対照表

の負債の部に計上されるべき金額の合計額から次に掲げる額の合計額を控除した金額とする。

一 規則第四百十五条第一項第二号の異常危険準備金の額

二 将来の共済金等及び契約者割戻しの支払に備えて積み立てている準備金のうち、保有する共済契約が共済事故未発生のまま消滅したとして計算した共済金等の支払相当額及び共済契約者に対し契約者割戻しとして割り当てた額の合計額を超える額

三 その他有価証券に属する資産の貸借対照表計上額と帳簿価額の差額に係る繰延税金負債に相当する額

附 則

(施行期日)

第一条 この告示は、規則の施行の日（平成二十年二月十二日）から適用する。

(社債等の指定の特例)

第二条 平成十九年四月一日前に取得した社債又は約束手形（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項第十五号に掲げるものをいう。）であつて取得時における指定格付機関による格付がないもの又はBBB格相当未満のものについては、第五条第一項の規定は、同項中「取得時」とあるのを「

平成十九年四月一日」と読み替えて適用する。

2 平成十九年四月一日前に取得した株式であつて取得時の直前の事業年度における利益配当率が不明なもの又は一割未満のものについては、第五条第二項の規定は、同項中「取得時」とあるのを「平成十九年四月一日」と読み替えて適用する。

別表第一（第十四条第一項第一号関係）

リスクの種類	リスク対象金額	リスク係数
普通死亡リスク	危険共済金額	○・〇六%
災害死亡リスク	災害死亡共済金額	○・〇〇六%
生存保障リスク	個人年金共済期末責任準備金額	一%
災害入院リスク	災害入院共済金日額×予定平均給付日数	○・三%
疾病入院リスク	疾病入院共済金日額×予定平均給付日数	○・七五%
火災リスク	正味経過危険共済掛金と平均正味発生共済金額のうちいずれか大きい額	三十三%
自動車リスク	ちいずれか大きい額	十四%

傷害リスク		二十六%
その他のリスク（生命及び身体障害）		三十四%
その他のリスク（損害）		三十四%

備考

一 リスク対象金額は、出再額（再共済又は再保険に付した共済金額をいう。）を控除した額とする。

二 正味経過危険共済掛金は、正味収入共済掛金と前事業年度末未經過共済掛金の合計額から当該事業年度末未經過共済掛金を控除した額のうち、危険掛金部分に相当する金額をいう。

三 平均正味発生共済金額は大規模災害に係る額を除き、直近三事業年度の正味発生共済金額（正味支払共済金額と当該事業年度末に積み立てた普通支払準備金の合計額から前事業年度末に積み立てた普通支払準備金を控除した額をいう。以下同じ。）の平均額をいう。

四 前号の正味支払共済金額とは、各事業年度において支払った、又は支払うべきことの確定した共済金の総額（当該事業年度において収入した、又は収入すべきことの確定した再共済金又は再保険金が

ある場合には、その金額を控除した金額をいう。)をいう。

五 第三号に規定する大規模災害とは、火災リスクにおける一回の災害に対する正味発生共済金額が正味経過危険共済掛金の三十三%を上回る災害をいう。

六 その他のリスク（生命及び身体障害）及びその他のリスク（損害）について、共済規程又は火災共済規程に当該リスクに係る算出方法が記載されている場合には、当該書類に定める方法により計算した額とする。

別表第二（第十四条第二項関係）

予定利率の区分	リスク係数
〇・〇%を超え二・〇%以下の部分	〇・〇一
二・〇%を超え三・〇%以下の部分	〇・二
三・〇%を超え四・〇%以下の部分	〇・四
四・〇%を超え五・〇%以下の部分	〇・六
五・〇%を超え六・〇%以下の部分	〇・八

六・〇％を超える部分

一・〇

別表第三（第十四条第三項関係）

リスク対象資産の区分	リスク係数
国内株式	十%
外国株式	十%
邦貨建債券	一%
外貨建債券、外貨建貸付金等	五%
不動産（国内土地）	五%

備考

一 外貨建債券、外貨建貸付金等からは、為替予約が付されていることにより決済時における邦貨額が確定しているもの及び外貨建負債残高を控除する。

二 リスク対象資産からは、子会社等（法第六十一条の二第二項に規定する子会社等をいう。以下同じ。）に対する出資金及び貸付金を除く。

三 邦貨建債券のうち、財務諸表等規則第八条第二十項に規定するものは除く。

別表第四（第十四条第四項関係）

短資取引	貸付金				リスク対象資産の区分	リスク係数
	債券					
	預貯金					
	ランク1	ランク2	ランク3	ランク4		
	○%	1%	4%	30%		
備考						

一 この表において、「ランク1」、「ランク2」、「ランク3」及び「ランク4」とは、それぞれ次に定めるとおりとする。

イ ランク1 次に掲げる政府その他の機関等への与信及び当該機関等の保証するもの並びに貸付等をいう。

(1) 最上級格付を有する国の中央政府、中央銀行及び国際機関

(2) O E C D 諸国の中央政府及び中央銀行

(3) 我が国の政府関係機関、地方公共団体及び公企業

(4) (1)から(3)までに掲げる者の保証するもの

(5) 共済契約貸付（共済証書貸付、共済掛金振替貸付）

ロ ランク2 次に掲げる政府その他の機関等への与信及び当該機関等の保証するもの並びに貸付等をいう。

- (1) ランク1の(1)に該当しない国の中央政府、中央銀行及び国際機関
- (2) 外国の政府関係機関、地方公共団体及び公企業
- (3) 我が国及び外国の金融機関
- (4) B B B 格相当以上の格付を有する者
- (5) (1)から(4)までに掲げる者の保証するもの
- (6) 抵当権付住宅ローン

(7) 有価証券、不動産等を担保とする与信

(8) 信用保証協会の保証する与信

ハ ランク3 ランク1及びランク2に該当せず、ランク4に掲げる事由が発生していない先への与信等をいう。

ニ ランク4 破綻先債権、延滞債権、三月以上延滞債権又は貸付条件緩和債権をいう。

二 貸付金、債券及び預貯金には、未収収益（未収利息）を含む。

三 貸付金には支払承諾見返を含む。

四 リスク対象資産からは、子会社等に対する貸付金を除く。

五 短資取引の相手先が第一号ニに規定するランク4（以下「ランク4」という。）に相当する状態となつた場合には、リスク係数を三十%とする。

別表第五（第十四条第五項関係）

法人の業務形態	
子会社等	国内会社
株式	リスク対象資産の区分
十%	リスク係数

備考

- 一 自動車損害賠償責任共済に係る額を除く。
- 二 共済の種類ごとに出再割合（再共済又は再保険に付した共済契約の元受共済契約に対する割合をいう。）が五十%を超える場合においては、当該超過部分に相当するリスク対象金額についてリスク係数を二%とする。

別表第七（第十四条第六項第二号関係）

リスク対象金額	リスク係数
未収再共済・再保険勘定（自動車損害賠償責任共済に係る額を除く。）	一%

別表第八（第十四条第七項関係）

対象組合の区分	リスク係数
当期末処理損失を計上している共済事業実施組合	三%
右記以外の組合	二%

